



津南ロータリークラブ週報

第2630地区 ROTARY CLUB OF TSU-SOUTH



例会日/毎火曜日
 例会場/津都ホテル 津市大門7-15
 事務所/津市大門10-7
 ピッチャーズビル2階
 TEL 225-2373 FAX 213-6175

会長/竹内 敏明
 幹事/岡部 宏司
 E-mail: src.tsu@dream.ocn.ne.jp
 ホームページ: <http://tsu-minami-rc.com/>

2016~2017

第2455回例会 2016年11月29日(火) 天候 晴

— 12月は疾病予防と治療月間 —



例会予定

- 12月6日(火) 会員卓話 家田 吉成会員
- 12月13日(火) 外来卓話
伊勢型紙伝統工芸士 今坂 千秋様
- 12月20日(火) 忘年夜間例会・会長上半期報告
於: ホテルグリーンパーク津 18:30~
- 12月27日(火) 特別休会

進行担当

[飯田SAA]

国歌斉唱 ロータリーソング それでこそロータリー

出席報告

[萩原委員]

- 11月29日 出席率 48名中 39名 81.25%
- 11月8日 修正出席率 48名中 45名 93.75%

ニコBOX

[吉村委員長]

- 竹内 敏明君 ・南友会・久友会のゴルフコンペは雨の中お疲れ様でした。
・庄司会員、卓話よろしくお願ひします。
- 岡部 宏司君 庄司会員の卓話、楽しみにしています。
- 村木 正二君 庄司さん、本日は卓話お世話になります。!
- 山口 満也君 所用により早退させていただきます。申し訳ございません。庄司会員の卓話、聞けなくて残念です。
- 後藤 修一君 庄司会員の卓話楽しみにしています。先日の日曜日、久居・津南合同ゴルフコンペが開催されました。雨の中大変でしたが、団体戦は1位から5位まで津南が独占し、完全優勝しました。そこで皆笑顔に変わりました。
- 宮崎 吉史君 本日用事のため途中退席致します。庄司様、大変申し訳ございません。

会長報告

[竹内会長]

◆適正飲酒

12月は忘年会、1月は新年会とお酒を飲む機会が増えます。貝原益軒の養生訓には「酒は天の美禄なり。少し飲めば陽気を助け、血気をやはらげ、食気をめぐらし、愁いを去り、興を發して、甚人に益あり。多く飲めば、又よく人を害すること、酒に過ぎたるものなし」(図解 養生訓 斎藤孝著より)と書かれています。節度ある『適正飲酒』量は純アルコール量で1日20gまでとされています。ビール中瓶1本、日本酒1合、焼酎コップ2/3(120ml) = アルコール約20g。忘年会や新年会といえども飲める人でも1日に純アルコール60g以上はひかえましょう。ビール=中瓶3本、日本酒=3合、焼酎=2合までです。それ以上は半日休んでもアルコールが血中から消えません。朝の自動車出勤は酒気帯び運転です。

幹事報告

[岡部幹事]

- ★12月ロータリーレート1ドル106円
- ★次週12月6日(火) 例会終了後年次総会開催の件
- ★12月20日(火) 忘年夜間例会の件
- ★例会変更なし

- 庄司 正樹君 本日卓話を担当させていただきます。パワハラの問題についてお話させていただきます。少しでも皆様のお役に立てる話となればと思います。宜しくお願いします。
- 阿部 祐司君 先日の久居RCとの合同ゴルフコンペで優勝させていただきました。めったに食べられない高級松阪牛を頂き、家内が大変喜んでおりました。ありがとうございました。本日会議のため途中退席させていただきます。申し訳ございません。

薄井 美弥君 庄司様、今日も卓話楽しみにしております。前回うさ子さんの話、今日は何が登場でしょうかね？

南友会・久友会合同ゴルフコンペ

11月27日(日) 於：青山高原カントリークラブ

1位 阿部祐司	7位 村木正二	13位 中尾哲也
2位 後藤修一	8位 山松健一	14位 内田祐仁
3位 澤田勝志	9位 山城武夫	15位 川田 明
4位 竹内敏明	10位 何川 高	16位 辻原宣和
5位 日南田隆司	11位 松田英明	17位 西田忠幸
6位 刀根大士	12位 村田義信	18位 吉村哲夫

庄司正樹会員の卓話楽しみにしています！

鈴木 康義君、吉村 哲夫君、萩原 大君
西井 健之君、土田 研輔君、千代延郁男君
家田 吉成君、日比 隆幸君、飯田 聡君
樋口 直人君、奥田 邦雄君、伊藤 孝行君
旭 晋君、中尾 哲也君、松田 英明君
今西 孝彰君、吹戸 研一君、澤田 勝志君
日南田隆司君、何川 高君、山田 俊郎君
今野信太郎君、刀根 大士君、小泉 智英君
三浦 敏秀君、高林 学君、伊藤 仁君
大川 吉崇君、栗田 明君、林 裕行君

会員卓話

パワハラ ～労務管理側の視点から

庄司 正樹 会員

第1 パワーハラスメントについて

- 1 パワハラを巡る状況
近年増加。
- 2 増加の背景
 - (1) 個人の資質の変容
 - (2) 価値観の変化、権利意識の高まり
 - (3) 制度的な問題
- 3 パワハラ問題の深刻化
 - (1) 損害賠償額の高額化
 - (2) レピュテーションリスク（「ブラック企業」と言われ企業イメージの悪化）
- 4 パワハラのご概念
職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働くものに対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適性な範囲を超えて、精神的身体的に苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。
- 5 違法性の判断基準
社会的通念上、許容される範囲かどうか。
- 6 違法性の判断要素
 - (1) 同じ職場にいる第三者の認識
 - (2) 行為者の主観（正当な目的があるか、悪意や嫌悪の情の有無）
 - (3) 反復継続されていないか
- 7 管理上留意するポイント～やりすぎと言われな
いために
裁判所の受けが悪いもの
 - ・侮辱、暴言、執拗な非難、叱責。
 - ・衆人環視の中で叱責（CCのメールも含む）。
 - ・雇用をおびやかす言動（辞めてしまえ等）。

- ・威圧的。感情的言動。
- ・無視、業務に必要な情報を伝えない。

第2 企業の対策

1 意識啓発・研修

(1) 職場のパワハラはなくすべきものであるという方針明示

(2) 排除されるべきパワハラの内容を周知

2 相談窓口の整備等

パワハラ、セクハラの被害を訴える従業員に対し、事実関係を迅速かつ正確に確認するため、パワハラ、セクハラ相談窓口を設置し、当事者双方から事情聴取を行うことは、会社に求められる義務である。

3 事後対応

(1) 迅速・公平な調査

① 調査方法

当事者、第三者の話聞く、録音、メール等の客観的な証拠を収集する。

但し調査方法については、注意が必要

② 事実関係が判断できない場合

パワハラ、セクハラを訴えた被害者と加害者の言い分が対立し、直ちに判断できない場合においては、事実関係が確定する前であっても、両者が同じ職場で顔を合わせることがないように、一定の配慮をすべき

(2) 問題があれば指導・注意、場合によっては処分
厳正な処分は必要。ただし、パワハラセクハラ
の加害者への処分の相当性が問題となる場合
もある。

4 長時間労働の場合は注意

自殺とセットになることが多い。

5 メンタルヘルスについての気付き

メンタルヘルスの問題が生じると損害賠償額が極めて高額になる。被害者は当然だが、企業にとっても、早期対応が極めて重要。

例会変更のご案内

- 桑名西RC 1月25日(水) 桑名シティホテルにて 新春家族会のため
※ビジター受付は、桑名シティホテル1Fロビーにて12:00~12:30まで行います。
- 桑名北RC 12月29日(木) 休会 ※ビジター受付はご容赦ください。
- 鈴鹿シティRC 12月28日(水) 特別休会 ※ビジター受付はご容赦願います。
- 鈴鹿ベイRC 12月29日(木) 特別休会 ※ビジター受付はご容赦願います。